

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 輸送サービス運営事業実施要綱

(目 的)

第1条 この事業は、道路運送法第43条及び第78条の規定により、身体上又は精神上の障害、疾病等や経済的理由により公共の交通機関を利用することができない者を輸送用車両（以下「車両」という。）により、利用者の居宅とサービスを受ける場所等との間を輸送することにより、これらの者の日常生活の利便を図り、その地域福祉及び在宅福祉の増進に資することを目的とする。

(実施・運営主体)

第2条 この事業の実施運営主体は五城目町社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(対象者及び利用範囲)

第3条 この事業の対象者は、予め会員として登録された介護保険法第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」、障害者自立支援法による身体障害者等、及びその付添い人

2 利用範囲は介護保険法にいう介護給付費の対象となるサービスと連動する一連の範囲とする。

又、障害者自立支援法による居宅介護支援費の対象となるサービスと連動する一連の範囲とする。

《改正》H19.8.1

(申請及び決定通知)

第4条 輸送サービスを利用しようとする者は（以下「申請者」という）は、輸送サービス利用者登録申請書（様式第1号）により会長に申請しなければならない。

2 会長は、前項の申請があったときは、速やかに要否の決定を行い、その結果を輸送サービス利用者登録決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

(登録)

第5条 会長は、前条第2項の規定により輸送サービスの利用を決定したときは、当該利用の決定を受けた申請者（以下「利用者」という。）の住所、氏名等を輸送サービス利用者名簿（様式第3号）に登録しなければならない。

(取消し)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の登録を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者が、登録の取り消しを申し出たとき。
- (3) 利用者が、死亡したとき。
- (4) その他会長が当該事業の利用者として不適当であると認めたとき。

2 会長は、前項の決定をしたときは、速やかにその旨を輸送サービス利用者登録取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(届出)

第7条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

- (1) 住所の変更等、申請事項に変更が生じたとき。
- (2) 輸送サービスを利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

(予約)

第8条 輸送サービスの利用予約は、次のとおりとする。

- (1) 利用予約の期間は、利用希望日の7日前までとする。
 - (2) 利用予約の受付時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
 - (3) 利用予約の取消しは、利用希望日の3日前までに行うものとする。
- ただし、病気等やむを得ない場合は、この限りでない。

(会費及び利用者負担)

第9条 会費は年額1,200円とする。

2 利用者は輸送に要する経費として別表1のとおり負担するものとする。

(利用の見直し)

第10条 会長は、前条に定める利用者負担について、必要に応じ見直しを行うものとし、輸送サービス利用者負担額変更通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(会費及び利用者負担金納入方法)

第11条 会費は年度当初に原則として社協の指定する金融機関へ口座自動振替により納入することとする。

2 利用者負担金は原則として翌月の20日までに口座自動振替にて納入することとする。

(運行範囲)

第 12 条 車両の運行範囲は、原則として町内とし次のとおりとする。

2 通院等の医療機関への輸送。

(運行日時及び休日)

第 13 条 車両の運行は原則として月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 この事業における休日は原則として、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日。

(3) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで。

(運行車両の制限)

第 14 条 この事業に使用する車両は道路運送法第 43 条により許可を受けた青ナンバー車両及び道路運送法第 78 条により許可を受けた福祉車両の白ナンバー車両とする。

(他事業との一体的効率的運用等)

第 15 条 社協は、本事業の実施運営に当たり、高齢者サービス調整チーム等を活用し、他の在宅福祉事業及び在宅福祉サービスに関する事業との連携を図るものとする。

(その他)

第 16 条 社協は、この要綱に定めるもののほか、本事業の運営に関し必要な事項は別に定めることができる。

附則

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

輸送サービス利用者登録申請書

年 月 日

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

会長 様

申請者 住所

氏名 印

五城目町社会福祉協議会輸送サービス事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり利用者登録について申請します。

記

対象者	ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
	氏名				(歳)
住所	五城目町 電話番号 ー				
介護度等	要支援・要介護 1・2・3・4・5 その他()				
申請理由					
緊急連絡先	ふりがな		続柄	電話番号 ー	
	氏名				
	住所				

年 月 日

様

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会
会 長 印

輸送サービス利用者登録決定・却下通知書

年 月 日付で申請のあった輸送サービス利用者の登録については、次のとおり(決定・却下)したので通知します。

対象者氏名		
内容	決定	
	却下	(理由)
利用者負担額	円	

【注意事項】

- 1 輸送サービスの実施時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。
- 2 輸送サービスの休業日は、次のとおりです。
 - (1) 土曜日・日曜日
 - (2) 国民の祝日
 - (3) 12 月 31 日から翌年の 1 月 3 日まで
- 3 利用予約は、次のとおりとし、五城目町社会福祉協議会(TEL852—5192)で行ってください。
 - (1) 利用予約の期間は、利用希望日の 7 日前まで
 - (2) 利用予約の受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
 - (3) 予約の取消しは、利用希望日の 3 日前までに行ってください。(ただし、病気等やむを得ない場合はこの限りではありません。)
- 4 申請事項等に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

様式第3号(第5条関係)

輸送サービス利用者名簿

No	登録年月日	ふりがな 氏名	住所	緊急連絡先氏名・TEL
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			

年 月 日

様

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

会 長

印

輸送サービス利用者登録取消通知書

五城目町社会福祉協議会輸送サービス実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、輸送サービス利用者の登録を取り消したので通知します。

利用者	ふりがな		性別	生年月日	年 月 日
	氏名			日	
取消理由	1 五城目町社会福祉協議会輸送サービス事業実施要綱第 3 条に規定する対象者の要件に該当しなくなったため 2 登録の取り消しの申出があったため 3 利用者が死亡したため 4 その他 理由				

年 月 日

様

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会

会 長

印

輸送サービス利用者負担額変更通知書

輸送サービスの利用者負担額について、変更したので通知します。

変更前	変更後	変更理由
円	円	

別表 1

利用者負担金表

利用者負担金の算定基準はタクシー料金初乗り 640 円を基準とし、概ねタクシー料金の 1/3 とし、利用者居住地の中心地点を基準とする。

(1 回当たり)

利用者住居地	行き先	片道利用料 (円)	往復利用料 (円)
五城目地区	五城目町内医院	200	400
	八郎潟町湖東病院	200	400
	秋田市病院等	3,000	6,000
馬川地区	五城目町内医院	300	600
	八郎潟町湖東病院	300	600
	秋田市病院等	3,000	6,000
馬場目地区	五城目町内医院	500	1,000
	八郎潟町湖東病院	500	1,000
	秋田市病院等	3,200	6,400
富津内地区	五城目町内医院	500	1,000
	八郎潟町湖東病院	500	1,000
	秋田市病院等	3,200	6,400
内川地区	五城目町内医院	500	1,000
	八郎潟町湖東病院	500	1,000
	秋田市病院等	3,200	6,400
大川地区	五城目町内医院	300	600
	八郎潟町湖東病院	300	600
	秋田市病院等	3,000	6,000

*その他の行き先は協議による。